

お知らせ

平成24年8月10日
東北電力（株）

女川原子力発電所3号機における燃料集合体チャンネルボックス上部の一部欠損に係る報告について（中間報告）

当社は、女川原子力発電所3号機における東北地方太平洋沖地震による原子炉内に装荷された燃料への影響を確認するため、外観点検を実施していたところ、平成24年6月15日、チャンネルボックス^{※1}1本の上部（クリップ^{※2}接合部）に欠損（1箇所：長さ約1.9cm）を発見しました。

この欠損の大きさはわずかであり、また、チャンネルボックス上端にあることからチャンネルボックスの機能へ影響を与えるものではありません。

本事象を踏まえ、女川原子力発電所3号機の使用済燃料プールに貯蔵されている全ての燃料集合体^{※3}について、同様の欠損がないか水中テレビカメラによる観察を実施したところ、他にも欠損の可能性があるチャンネルボックスが確認されたことから、点検結果の詳細を取りまとめ、原因調査を実施することとしていました。

（平成24年7月10日お知らせ済み）

本事象は、定期検査の実施状況および東北地方太平洋沖地震後の設備点検等の状況として定期的に報告している「女川原子力発電所の状況（平成24年6月分）」により、平成24年7月10日、関係自治体へ報告するとともに、原子力安全・保安院へ報告しています。

当社は、同日、原子力安全・保安院より受領した指示文書「東北電力株式会社女川原子力発電所第3号機における燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）の一部欠損について（指示）^{※4}」に基づき、現在までに確認している状況等について、中間報告として取りまとめ、本日、原子力安全・保安院に報告しました。

今回の報告概要は、別紙のとおりです。

本事象に係る点検、調査は、現在も継続して実施しており、引き続き、本事象の発生原因を究明し、再発防止対策について検討していきます。

以上

※1 燃料集合体を覆っている四角い筒状のもので、燃料集合体内の冷却材流路を確保するとともに制御棒のガイド等の機能を持つ

※2 燃料集合体からチャンネルボックスを着脱する際に工具を取り付けるための部位

※3 原子炉内から取り出した燃料560体を含む

※4 以下の内容について、平成24年8月10日までに報告するよう指示されたもの

①女川原子力発電所1号機～3号機の炉内及び使用済燃料プールにある燃料集合体について、チャンネルボックス上部（クリップ）の欠損を含む燃料集合体の損傷、変形等の確認

②①において確認された燃料集合体の損傷等に対する燃料集合体の健全性の評価及び原子炉施設への影響の評価

③①において確認された事象に係る原因の究明及び再発防止策の策定

④チャンネルボックス上部（クリップ）の損傷に伴い生じると考えられる金属片による原子炉施設への影響の評価及び対策

[別紙]

「女川原子力発電所3号機における燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）の一部欠損について（中間報告）」の概要